資料７

小児がん拠点病院連絡協議会 看護部会 細則　（案）

（目　的）

第１条　この細則は、小児がん拠点病院連絡協議会 看護部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（検討事項）

第２条　部会は、次の各号に掲げる事項について、情報を共有・検討する。

一　全国の、施設単位で行われている看護部の取り組みの現状把握と分析、情報共有に関すること

二　小児がん中央機関機能の強化と向上を果たす上で必要となる看護体制の整備

三　小児がん看護の質の向上に向けた教育・研修の実施

（部会の構成）

第３条　部会は、協議会の構成施設に掲げる医療機関等に準じて構成する。

２　前項のほか、オブザーバーを加えることができる。

３　部会の会長は、小児がん拠点病院連絡協議会会長施設の看護部長が担う。

（部会の開催）

第４条　部会は、会長が必要に応じ招集する。

２　部会の議長は、会長とする。

３　会長は、必要に応じて審議事項に関係ある者に出席を求めることができる。

（部会幹事）

第５条　部会幹事とは、看護部会を運営する主たる施設をいう。

部会幹事は、小児がん拠点病院連絡協議会会長施設が担う。

（事務局）

第６条　部会の事務局は、国立成育医療研究センター小児がん中央機関事務局 とする。

２　事務局は、部会の事務を処理する。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 6 月 13　日から施行する。